

京都市告示第560号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成30年1月25日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
六孫王神社	京都市南区壬生通八条上る八条町509番1（一部除く）

(都市計画局都市景観部景観政策課)